

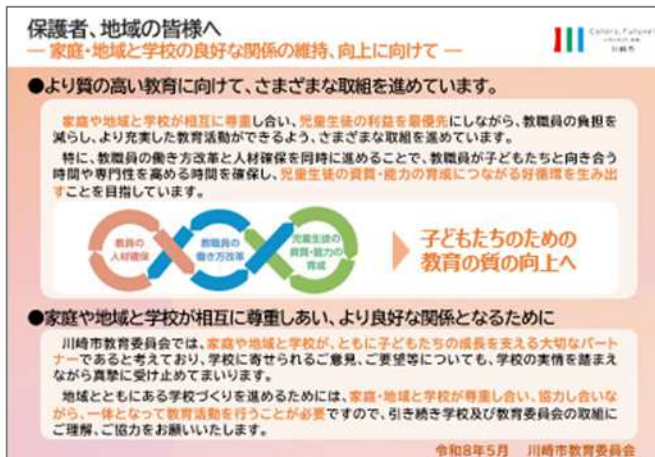
家庭・地域と学校の良い関係の維持・向上及び学校における不当要求行為等に関するメッセージを公表します。

川崎市では、家庭や地域と学校が、ともに子どもたちの成長を支える大切なパートナーであるとの考えのもと、学校に寄せられる御意見等については、多くの場合、保護者等と学校との協力の下で解決を図りながら教育活動を行っています。

いただいた御意見、御要望等については、学校の実情を踏まえながら真摯に受け止めてまいります。一部では、社会通念上許容される範囲を超えた言動もみられ、教職員の就業環境が害される要因となっています。

こうしたことを踏まえ、「学校における不当要求行為等対応マニュアル」を策定するとともに、保護者・地域の皆様へ向けたメッセージを公表します。

(保護者・地域宛てメッセージのイメージ)




保護者、地域の皆様へ
— 家庭・地域と学校の良い関係の維持、向上に向けて —

●より質の高い教育に向けて、さまざまな取組を進めています。

家庭や地域と学校が相互に尊重し合い、児童生徒の利益を最優先にしながら、教職員の負担を減らし、より充実した教育活動ができるよう、さまざまな取組を進めています。

特に、教職員の働き方改革と人材確保を同時に進めることで、教職員が子どもたちと向き合う時間や専門性を高める時間を確保し、児童生徒の資質・能力の育成につながる好循環を生み出すことを目指しています。

 子どもたちのための
教育の質の向上へ

●家庭や地域と学校が相互に尊重しあい、より良い関係となるために

川崎市教育委員会では、家庭や地域と学校が、ともに子どもたちの成長を支える大切なパートナーであると考えており、学校に寄せられるご意見、ご要望等についても、学校の実情を踏まえながら真摯に受け止めてまいります。

地域とともにある学校づくりを進めるためには、家庭・地域と学校が尊重し合い、協力し合いながら、一体となって教育活動を行うことが必要ですので、引き続き学校及び教育委員会の取組にご理解、ご協力をお願いいたします。

令和8年5月 川崎市教育委員会

(掲載ページ)

<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000187557.html>



(問合せ先)

川崎市教育委員会事務局

学校教育部 橋本

(外線) 044-200-0424

(内線) 51116

保護者、地域の皆様へ

— 家庭・地域と学校の良い関係の維持、向上に向けて —

●より質の高い教育に向けて、さまざまな取組を進めています。

家庭や地域と学校が相互に尊重し合い、児童生徒の利益を最優先にしながら、教職員の負担を減らし、より充実した教育活動ができるよう、さまざまな取組を進めています。

特に、教職員の働き方改革と人材確保を同時に進めることで、教職員が子どもたちと向き合う時間や専門性を高める時間を確保し、児童生徒の資質・能力の育成につながる好循環を生み出すことを目指しています。



▶ 子どもたちのための
教育の質の向上へ

●家庭や地域と学校が相互に尊重しあい、より良好な関係となるために

川崎市教育委員会では、家庭や地域と学校が、ともに子どもたちの成長を支える大切なパートナーであると考えており、学校に寄せられるご意見、ご要望等についても、学校の実情を踏まえながら真摯に受け止めてまいります。

地域とともにある学校づくりを進めるためには、家庭・地域と学校が尊重し合い、協力し合いながら、一体となって教育活動を行うことが必要ですので、引き続き学校及び教育委員会の取組にご理解、ご協力をお願いいたします。

保護者、地域の皆様へお願いしたいこと

— 電話や面談におけるルールを定めました —

学校に寄せられるご意見等については、多くの場合、保護者等と学校との協力の下で解決を図りながら教育活動を行っていますが、一部では、社会通念上許容される範囲を超えた言動もみられることがあります。

教職員が安心して働ける環境を整えることは、教育活動の充実につながることから、その取組の一つとして、学校で不当な要求などがあつた場合の対応方針をまとめた「学校における不当要求行為等対応マニュアル」を令和8年5月に策定しました。

保護者や地域の皆さまにもこの趣旨をご理解いただき、以下の点についてご協力をお願いいたします。

●面談・電話での相談について

- ・学校への連絡は、平日・教職員の勤務時間の範囲内をお願いします。(勤務時間外には業務終了の自動音声アナウンスが流れます。)
- ・面談等は、事前に日時を調整のうえ、原則として平日・教職員の勤務時間の範囲内に、学校内で実施することとします。(なお、学校からのご連絡も、緊急時を除き原則として平日、教職員の勤務時間内に行います。必要に応じて緊急連絡先にご連絡する場合があります。)
- ・面談、電話とも30分(必要に応じて延長する場合でも60分)までとします。
- ・記録として残すため、録音をさせていただくことがあります(電話については令和8年度中に通話録音システムを導入し、常時録音を行います。その際、学校での受電時に「サービス向上のため録音させていただきます。」等のアナウンスが流れる場合があります。)
- ・同じ内容での繰り返しのお問合せはお断りさせていただくことがあります。

●対応する教職員等について

- ・定例的に行う面談を除き、複数人の教員で対応することを基本とします。状況に応じて教育委員会事務局の職員や弁護士等の専門家が同席したり、担当教員に代わって対応したりすることがあります。

●学校では対応ができない場合について

- ・SNS等を含め、学校外(教職員の管理・監督外)で発生した事案や、学校での解決が難しい内容については、ご意見・ご要望等に対応できないことがあります。
- ・平日の夕刻以降や休日等の地域行事への参加については、対応できない場合があります。

●不当な要求、過剰な苦情等※について

- ・不当な要求や違法行為等が確認された場合には、面談等を中止することや、警察に連絡することがあります。

※ 不当な要求、過剰な苦情等の例

暴言、大声で怒鳴る行為、暴力行為、電話・面談での長時間の拘束、学校で対応できる範囲を超えた過度な要求、妥当性を欠く要求、土下座の強要等の執拗な謝罪要求 など

令和8年5月
川崎市教育委員会

お困りのことに応じた多様な相談先をご用意しています。

— 学校のこと、お子様のことでの連絡・相談先 —



川崎市教育委員会では、学校のことやお子様のことについて、多様な相談窓口を設けています。
お悩み等の内容に応じて、ご相談したいことがあれば随時ご連絡ください。

●教育相談室

- ・教育・学校に関する全般的なご相談をおうかがいします。
- ・対面での相談も可能です。(川崎市役所南庁舎7階)
(受付時間) 平日 午前9時30分～午後5時
(電話番号) 044-200-3288

●電話相談ホットライン

- ・体罰や先生との関係の悩みについておうかがいします。
- ・対面での相談も可能です。(川崎市役所南庁舎7階)
(受付時間) 平日 午前9時30分～午後5時
(電話番号) 044-200-3289

●各区・教育担当

- ・区内の学校のことについては各区の教育担当へご連絡ください。

【川崎区】 044-201-3325
【幸 区】 044-511-7205
【中原区】 044-722-8095
【高津区】 044-861-5624
【宮前区】 044-888-4035
【多摩区】 044-935-3795
【麻生区】 044-951-1405

※受付は各区とも平日の午前8時30分～午後5時15分

●川崎市総合教育センター

- ・小中高生の友人関係やいじめのこと、インターネット問題のこと、お子様のことなどで気になることなどをおうかがいします。

【電話相談】

溝口相談室 044-844-3700
(受付時間) 平日午前9時～午後4時30分

【24時間子供SOSダイヤル】

(フリーダイヤル)0120-0-78310
(受付時間) 24時間いつでも

【Webフォームによるメール相談】

- ・いじめ・不登校・学校・学習・友人関係・ご家庭に関する教育相談を受け付けています。

Webフォームはこちら▶



- ・インターネット問題についての相談についてはこちらで受け付けています。

詳細はこちら▶



(参考)学校と教師の業務の3分類

教職員の働き方改革の取組として、文部科学省は学校と教師の業務の3分類を定めています。

(文部科学省作成資料から抜粋)

学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。



まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進